

学校法人会計と企業会計の違い（比較表）

	学校法人会計	企業会計
目的等	教育・研究活動 非営利かつ公共的 損益均衡で利益獲得を目的としない	営利目的 利益獲得を目的とする
主な報告書類	資金収支計算書 消費収支計算書 貸借対照表	キャッシュ・フロー計算書 損益計算書 貸借対照表
基本的な財産	基本金（永続的保持する自己所有財産）	資本金（株主出資）
利益（剰余金）	原則として収支均衡	株主配当 賞与配当

学校法人会計基準と企業会計原則との違い（比較表）

内容説明	学校法人会計基準	企業会計原則
財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること	真実性の原則	真実性の原則
全ての取引について、簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること	複式簿記の原則	正規の簿記の原則
資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない		資本取引、損益取引区別の原則
財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること	明瞭性の原則	明瞭性の原則 (適切開示の原則)
採用する会計処理の原則・手続き・計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりに変更しないこと	継続性の原則	継続性の原則
企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない		保守主義の原則
株主総会提出、租税目的等異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、政策の考慮のために事実の真実な表示を歪めてはならない		単一性の原則